

# 「農業委員会の適正な事務実施について」の取り組みの留意事項について(骨子)

## 通知のポイント

### 透明性の向上、公平性・公正性の確保 (法令事務)

#### <農地法に基づく許可等>

- ・総会等における審議に当たっては、申請書等に記載された内容が審査基準に適合するか否かの判断を、審査基準の項目ごとに区分して実施。併せて、それぞれの項目ごとの判断の根拠を明確化
- ・市町村個人情報保護条例等に留意の上、審議過程の全てを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、縦覧。併せて、市町村のHP等により公表

#### <遊休農地への指導>

- ・必要な是正指導等を確実に実施
- ・区域内の要活用農地の面積及び筆数、農業委員会の指導の件数及び改善状況等について市町村のHP等で公表

### 目標の設定、活動計画の策定 (促進等事務)

地域の課題に応じて・・・

- ・認定農業者等担い手の育成、確保
- ・担い手への農地の利用集積
- ・耕作放棄地の解消

等について、地域農業者等からの意見等を踏まえ、目標及びその達成のための活動計画を策定、市町村のHP等で公表

### 点検・評価の実施 (法令事務・促進等事務)

- ・活動の内容を農業委員会自ら点検・評価
- ・点検・評価については、地域農業者等から意見等を募集
- ・点検・評価結果を国へ報告

## 組織対応の留意事項

### 農地法等の法令業務の適正な事務実施

- ・農業委員会の信頼を損なうことがないよう綱紀の保持の徹底
- ・会議の公開の旨の周知と議事録の作成・縦覧を徹底し、審査の過程・判断基準を対外的に明らかにして透明性を確保

### 農地の監視活動

- ・農地確保と有効利用に向けた農業者等に対する啓発活動(リーフレット、ポスター、全国農業新聞の活用)を徹底
- ・全農業委員会での定期的な農地パトロールの励行
- ・違反転用等の状況確認のため、必要に応じて農地への立入調査(農業委員会法第29条)を実施
- ・違反転用に向けた迅速な対応を図るため、市町村の環境衛生部局・都市計画部局、都道府県、警察等との連携を強化
- ・遊休農地(要活用農地)に関する指導を徹底
- ・農業生産法人に対する事業状況等の報告の求めと、要件を満たさなくなる恐れがある法人に対する勧告など必要な措置の実施

### 農業振興業務(促進等事務)の推進

- ・地域の農業者等からの意見・要望を踏まえ、数値目標と活動計画を設定するとともに、活動結果の点検・評価に取り組む
- ・目標と活動計画、活動結果について、地域の農業者や住民に広く周知し理解を得るための情報発信に努める

### 活動計画の作成及び点検・評価の実施

- ・全ての農業委員会において21年度の活動計画の作成を徹底
- ・農業委員会自らの活動の結果やその点検・評価の内容について、地域の農業者等の意見・要望を募った上で決定し公表